

川西町訪問理美容サービス事業

寝たきりや心身の障がい等の理由により理容所や美容院に行くことができない方が、訪問による理容又は美容のサービスを受ける際に、一部費用を助成します。

(1) 対象者

- ① 介護保険法に規定する要介護認定で、要介護3以上の認定を受けた方
- ② 身体障がい者手帳の交付を受けた方で、下肢、脳原性運動機能障がい又は体幹障がいの1級または2級の認定を受けている方

※ 在宅（自宅）での利用が対象となります。施設に入所されている方、入院中の方は利用できません。

(2) 助成額

訪問理美容にかかる経費の一部（出張費）を町が助成します。利用助成券はお一人につき3枚発行し、1回1枚（1,500円分）までを助成します。

※ 理美容料金（カット、シャンプー代など）や助成額を超える出張費用については、自己負担となります。各種料金については、ご利用になる店舗にお問い合わせください。

(3) 利用できる理美容店

町と委託契約している町内の事業所に限ります。

(4) 申請に必要なもの

助成を受ける際は、事前に申請が必要です。ご希望の方は、下記をご持参のうえ役場福祉介護課にご来庁ください。

- ・介護保険証又は身体障がい者手帳
- ・印鑑

◆ お問い合わせ ◆

〒999-0193 川西町大字上小松 977 番地 1

川西町福祉介護課 福祉グループ

電話：42-6635 FAX：42-6614